

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市市民環境部保険年金課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

彦根市長 田 島 一 成



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報
酒井 優	令和 8 年度彦保第 803-1 号
REESE KEATON PARKER	令和 8 年度彦保第 803-2 号
庄司 一寛	令和 8 年度彦保第 803-3 号